

令和3年2月定例会 総括審査会

安部泰男議員



委員	安部泰男
所属会派 (質問日現在)	公明党
定例会	令和3年2月
審査会開催日	令和3年3月18日(木)

安部泰男委員

公明党県議団の安部泰男である。通告順に従って質問する。

初めに新型コロナウイルス感染症への対応についてであるが、その前にこれまで新型コロナウイルス感染症で多くの者が亡くなった。改めて冥福を祈る。また、現在も治療中の患者に御見舞い申し上げ、1日も早い回復を祈る。さらには、地域医療を担っている医療従事者や日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている関係者へ心から感謝する。

新型コロナウイルス感染症が発生してから1年。いまだ終息の兆しが見えないが、重傷者が急増しPCR検査で陽性が判明してもすぐに入院調整ができないなど、医療体制が逼迫した場合、自宅療養者が出てくる。このような場合には医師や保健師などが定期的に訪問し、病状把握や服薬指導、食事のアドバイスが求められると思う。加えて、医師の緊急往診や在宅酸素療法が実施できる備えも必要と考える。

そこで、自宅療養者が必要となる場合に備えて、医師の訪問診療や保健師の派遣を検討すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

現在の療養体制は、患者の状況に応じて入院または宿泊療養施設への入所としているところであり、個別の事情があり、かつ無症状や軽症で重症化のおそれがない場合に限り、自宅療養としている。自宅療養中は、保健所職員による健康状態の確認や体調変化時の速やかな医療機関受診の体制を整えており、今後とも健康管理に万全を期すとともに、病床と宿泊療養施設の確保に努める。

安部泰男委員

現在変異ウイルスの拡大が叫ばれており、今後どのような蔓延状態になるのか分からない。万が一にもそのような事態が生じた場合にもしっかりと対応できるよう体制を整えなければならないと思うが、どうか。

保健福祉部長

さらなる適切な健康管理の仕組みについて、他県の具体的な対応事例等を参考に、本県における感染状況や医療提供体制の状況等を踏まえ感染者の健康管理を最優先に考え対応していく。

安部泰男委員

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、自然災害と同様に誰も予測することができなかった。このような中で、感染症病床の確保やPCR検査体制の整備、感染症の専門的知識を持つ医師や保健師等の人材育成、最前線で積極的疫学調査などを行う保健所のマンパワーの確保など、様々な課題が浮かび上がっている。現在の新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しながら、今後いつ発生するかわからない未知の感染症にも備えていかなければならない。

新たな感染症の流行に備え、新型コロナウイルス感染症対策における経験を今後に生かしていくべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対策については、知事を本部長とする対策本部の下、様々な課題に全庁一丸となって取り組んできた。医療提供体制の確保や検査体制の整備、クラスター対策など、関係機関と連携して得られたこれまでの知見や経験を組織として蓄積し、今後に生かしていくために専門職の研修に加えることなどについて検討を進め、対応力の向上を図っていく。

安部泰男委員

次に、コロナ禍での就労支援について聞く。

先日、国が発表した1月の労働力調査によると、非正規で働く女性は前年同月と比較して11か月連続で減少し、減少数も男性を大きく上回っている状況にある。新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にあり、働きたい、転職したい女性を支援していくことが重要である。

そこで、県は非正規雇用から正規雇用への転職などを含めた女性の就職支援にどのように取り組んでいるのか。

商工労働部長

県内8か所の就職相談窓口において相談や職業紹介を行っているほか、ふるさと福島就職情報センターに女性の就職支援専任の支援員を配置し、社会で活躍する女性の講話やマッチング面談会を実施することにより、キャリアアップのイメージを高めるとともに、自分に適した仕事を見つけることができるよう支援している。新年度は相談ツールにLINEを導入し、利便性の向上に努めていく。

安部泰男委員

そのような県の取組は厳しい就労環境にある女性の転職等に有効であり、その存在をさらに県民に知ってもらうことが重要である。

そこで、県は女性就職応援事業について県民にどのように周知しているのか。

商工労働部長

県就職情報サイト内の女性就職支援特設ページを通して相談窓口の利用を促すとともに、様々な支援メニューについて情報発信している。また、新聞や生活情報誌等への広告掲載のほか、スーパーにおけるチラシの配布など、日頃の生活の中で目に届きやすい手法を活用し広く周知に努めている。

安部泰男委員

女性の就労支援はコロナ禍前から必要とされていた。

そこで、女性就職応援事業の実績を聞く。

商工労働部長

平成30年度は、3,318件の利用があり209名が就職を決定している。令和元年度は、3,831件の利用と200名の就職決定であり、今年度は、先月末までに1,632件の利用と110名の就職決定となっている。

安部泰男委員

新型コロナウイルス感染症に関連した解雇や雇い止めが深刻化する中、会津地方の中小企業家同友会や青年会議所、商工会議所の青年部3団体が、人材の流出を防ぐとともに、従業員の余剰がある事業所と人手不足の事業所をつなぐ従業員シェア事業に取り組んでいるとの報道があった。

ところで、失業なき労働移動を支援する専門機関として設立された産業雇用安定センターは、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供、相談等の支援を行い、再就職、出向の成立に結びつける人材橋渡し業務を無料で実施している。コロナ禍で雇用維持に不安を抱える企業と、人手が不足する企業の短期的な雇用シェアを支援する事業を、県や産業雇用安定センターなどが連携し、在職者の雇用維持のため企業とのマッチングを進める必要がある。

そこで、県は企業間の雇用の過不足を調整し雇用の維持を図る、いわゆる在籍型出向の促進にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

先月、国において在籍型出向の促進を目的とする協議会が設置されたところであり、今後は地域レベルでの推進を図るため、都道府県ごとに各労働局を事務局として地域協議会が設けられる見込みである。県としては、この協議会に参画し、本県の事業所の実態を踏まえ、きめ細かな対応が図られるよう関係機関と連携しながら取り組んでいく。

安部泰男委員

新型コロナウイルス感染症拡大により本県の失業者が増えていると思うが、その失業者の内訳は女性の比率が高くなっているとの指摘もある。特に女性の非正規労働者の雇い止めや解雇が増加傾向にあることから、厳しい就労環境にある女性の非正規労働者の転職支援や、電話等の相談窓口を創設すべきと思う。

そこで、国や県の就労に関する様々な支援制度を一元的に案内できる窓口を設置すべきと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

県中小企業労働相談所や就職相談窓口において、幅広い相談を一元的に受け付けており、各種制度の概要を説明するとともに具体的な手続を行うことができる窓口へと案内している。今後も労働関係機関や福祉関係機関と連携し、利用者が各種制度を円滑に活用できるよう支援していく。

安部泰男委員

独り親世帯で比較的多いのは、女性が生計を支える世帯である。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校等の臨時休業、事業所の休業などにより、多くの独り親世帯が経済的影響を受けている。東京都では、独り親世帯の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯などを対象に食料品等を提供する事業を行うなど、低所得の独り親世帯への支援に力を入れている。

そこで、県は低所得の独り親世帯への支援にどのように取り組んでいくのか。

こども未来局長

低所得の独り親世帯については、今後、3回目の給付金を支給するほか、収入が減少した世帯には当面の生活資金の貸付けを行うなど、経済的支援に努めている。さらに、それぞれの適性或希望に合った働き方と安定した収入の確保に向け、専門の相談員が面接指導や就職後の定着支援を行うとともに、各種支援情報の周知に努め、子育てしながら安心して生活できるようきめ細かな支援に取り組んでいく。

安部泰男委員

次は避難地域の課題についてである。

東日本大震災と原発事故から10年、改めて犠牲者に哀悼の意を表するとともに、全ての被災者へ御見舞い申し上げる。

今定例会では、原発事故で避難指示が出された12市町村への移住、定住者や企業者を支援する予算案などが審議されている。国や県、マスコミの調査で、県内外の避難先で新たな生活基盤を確立していることなどから、帰還を望む避難者が減少傾向にあることが明らかになっている。先日、双葉郡の帰還住民と懇談する機会があり、様々な意見を聞いた。その中には、支援金という動機づけで被災地への移住を呼び込もうとする必要だが、既に帰還して不自由な環境の中で生活する住民の支援にもっと力を入れてもらいたいとの意見があった。避難指示が解除され、故郷の現状を理解した上でそれぞれの思いを胸に帰還した住民のために、帰還先自治体と県がしっかりと支援を継続する必要がある。

そこで、避難地域へ帰還した住民が住み続けるための環境整備について、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

避難地域については、これまで国や地元自治体、関係機関と連携し、医療や介護、子育てや教育環境の整備、商業施設や産業、なりわいの再生など、住民が安心して生活できる環境整備を着実に進めてきた。今後とも地元の意見を丁寧に聞きながら、帰還した住民はもちろん、移住者を含め多くの住民が暮らしやすく住み続けたいと思える生活環境の整備にし

っかりと取り組んでいく。

安部泰男委員

次は廃炉作業における監視体制の強化についてである。

東京電力が福島第一原子力発電所3号機の原子炉建屋内に昨年設置した2基の地震計が故障していたことで、2月13日深夜の本県沖を震源とする最大震度6強を観測した地震のデータを記録することができなかったことが明らかになった。原子力規制委員会から劣化が進む3、4号機原子炉建屋の地震の影響を確認する必要があるとの指摘を受けて設置された地震計だった。今後も大きな余震が発生すると予測する専門家の指摘があり、事故炉建屋の耐震性をしっかり確保する必要がある。危機管理の希薄さや情報公開の遅れといった今回の東京電力の対応は、廃炉作業の当事者として本当に的確なのか、復興・創生に取り組んでいる県民に不安を感じさせている。

ところで、県や立地町と東京電力の間には、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進め、周辺地域住民の安全確保等を目的とした福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定が締結されている。本協定には、県や立地町に加え廃炉安全監視協議会が立入調査及び状況確認を行う権限を明記し、専門家による現地調査を通して安全確保の取組を厳しく監視する立入調査や状況確認の項目がある。

そこで、福島第一原子力発電所の廃炉作業におけるトラブル等を踏まえ、監視体制を強化する必要があると思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

福島第一原子力発電所については、これまで安全確保協定に基づき立入調査等を行い、廃炉の進捗や安全対策を確認してきた。また、トラブル発生時には現地駐在職員が夜間・休日を問わず現場確認を行うとともに、廃炉安全監視協議会の専門的な視点を活用して東京電力に必要な申入れを行っている。

今後とも、廃炉安全監視協議会等を通じて東京電力の取組を厳しく監視していく。

安部泰男委員

今回に限らず、これまでの東京電力の廃炉作業においては様々なトラブルや通報の遅れがあった。

今までの経緯を踏まえて、危機管理部長は東京電力の適格性についてどのように思っているのか。

危機管理部長

原子力規制庁の指示により、事故を起こした原子炉建屋の耐震性を確認するための地震計が3号機に設置されていたが、故障したまま修理されずに置かれていたことについては問題である。また、トラブルに関する情報提供が遅れたことについては、原子力発電所に不安を感じている県民の目線に立った対応が十分になされてこなかったと受け止めている。引き続き東京電力に対して、原子力発電所の安全に万全を期すとともに、県民の目線に立った正確で分かりやすい情報提供を行うように求めていく。

安部泰男委員

同じ認識と思うが、県においてさらに監視を強化する手だてではないのか。監視強化に向けた県の取組を具体的に答弁願う。

危機管理部長

廃炉の取組における監視体制については、これまで原子力対策監や原子力専門員などの専門的な知見の活用に加え現地駐在職員による日々の監視や廃炉安全監視協議会による立入調査の実施など、監視体制の強化を図ってきた。今後も燃料デブリの取り出しなど困難な作業が続くため、職員のさらなる専門性の向上を図りながら、廃炉安全監視協議会などにより、安全確保に向けた取組と起こりうるリスクを想定した事前の対策について一つ一つ確認するなど、引き続き厳しく対応していく。

安部泰男委員

次は災害への備えについて聞く。

県は次の災害に向けて防災計画を常に見直すなど改善に取り組んでいると思うが、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が予測されているほか、千島海溝、日本海溝沿いの巨大地震による津波の推計も昨年4月に公表された。国が示した地震モデルでは、本県沿岸で最大19mに及ぶ高さの津波が発生するものと推計されており、県民の関心や不安な思いも高まっている。

そうした中、先月13日、本県沖を震源とする地震が発生し、県内で最大震度6強が観測された。10年前の東日本大震災を思い出し、不安な夜を過ごした県民もいたと思う。県では、新たな地震・津波被害想定の方策に向けた調査事業に着手しているが、本県周辺において今後どのような地震が起こり、どのような被害が想定されるのか、あらかじめ県民や企業等に周知し、地震への備えを促して防災・減災を進める必要がある。

そこで、県は新たな地震・津波被害想定の方策にどのように取り組んでいるのか。

危機管理部長

新たな地震・津波被害想定については、有識者による検討委員会の意見を聞きながら、福島盆地や会津盆地に存在する断層帯を震源とする内陸型地震や、東北地方太平洋沖を震源とする海溝型地震の発生を想定し、人的被害をはじめ、建物やライフライン等への被害について最新の科学的知見等を踏まえた調査に今年度から取り組んでおり、来年度中に結果を取りまとめる予定である。

安部泰男委員

激甚、頻発化する災害に備え、来年度から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が総事業費15兆円と大幅に強化され始める。この5か年の加速化対策には、道路、橋梁の老朽化対策が加えられ、事後保全ではなく予防保全の考えに立って取り組むことになる。コロナ禍においても、甚大化する風水害や切迫する巨大地震への対策は待ったなしであり、災害に強い県土をつくるため加速化対策の実効性の確保が重要である。

その意味から、5年間で具体的にどのように取り組むのか県民に示す必要があり、将来の見通しを明確にすることで企業も計画的に事業展開ができる。

そこで、県は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策についてどのように進めていくのか。

危機管理部長

国土強靱化については、頻発、激甚化する自然災害等を踏まえ、今年度、福島県国土強靱化地域計画の改定を行っている。こうした中、国において国土強靱化のための5か年加速化対策が決定されたことから、各部局等と連携しながら国の対策を活用し、公共施設等の耐震化や長寿命化、河川管理施設や農業水利施設の整備による流域治水対策などに取り組んでいく。

安部泰男委員

災害時、避難所には多くの被災者が集まる。トイレは避難生活を継続する上で衛生環境を保持する観点はもちろん、非日常生活を継続するための基盤ともなる。しかし、ほとんどの避難所のトイレは避難者の人数に対応しきれない状態である。熊本地震の際には、震災直後からトイレトレーラーが避難所施設の駐車場に設置され、被災直後の断水下でもすぐに利用できプライバシーの確保と、衛生的で使い勝手がよいと、利用者や自治体に高く評価された。

いわき市は、新年度予算にトイレトラックを導入する予算を提案しているが、他市町村においても導入を促進すべきである。

そこで、災害時にトイレトラック等を導入する市町村を財政支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

災害時のトイレについては、県の備蓄物資や企業との災害時応援協定等を活用して市町村を支援することとしている。また全国知事会等を通して国に要望してきた結果、避難所の生活環境改善に活用できる緊急防災・減災事業債の事業期間が延長されることとなったため、市町村に対し当該制度の活用について助言していく。

安部泰男委員

私はトイレについて度々議場で取り上げている。簡易型トイレもあるが、臭いの問題やプライバシー確保の意味からも、ある程度整ったトイレ環境が必要と思う。その意味では、移動式トイレがすぐに設置され使用できることは非常に効果的である。

被災して大変な中、避難生活が始まるわけだが、プライバシーの確保や衛生環境が整っていなければ、被災者の心まで大変な状況になってくる。

今後県としても検討してほしいが、どうか。

危機管理部長

避難所の生活環境改善については、国において、緊急防災・減災事業債の事業期間が延長されることになった。非常に有利な起債であるため、積極的に活用して生活環境改善に努めてもらうよう市町村に助言をしていく。

安部泰男委員

国は、連携と国民目線をキーワードに、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを公表し、国民の命と暮らしを守るため、国民目線に立って関係者と連携して強力に推進するとしている。その中でも特に、地域の気象特性や災害の歴史等に精通している全国の気象庁OB、OGを活用して、市町村の防災業務を支援できる体制を拡充したいと気象防災アドバイザーの活用を呼びかけている。自然災害が増加傾向にある中で、専門的な人材を育てる余裕のない自治体で気象の専門家が自治体をサポートする意義は大きい。既に導入している自治体で、気象防災アドバイザーの助言を基に早期に避難情報を発信し、死傷者が出るのを防いだ事例も報告されている。

そこで、気象防災アドバイザーを配置するなど気象の専門家の活用を図るべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

気象庁から委嘱される気象防災アドバイザーは、現在本県や県内の市町村には配置されていないが、気象災害の発生が予想される場合に開催する説明会や、各種研修、訓練等に気象台から専門職員が派遣されている。引き続き県や市町村の防災対応が円滑に行われるよう、気象台と連携して気象の専門家の活用を図っていく。

安部泰男委員

福島気象台にOB、OGはいないと聞いたが、今後気象防災アドバイザーが誕生した際には、ぜひ危機管理部でも雇用して活用を図るよう願う。

最後の質問は、デジタル・ディバイドの解消についてである。

今回の新型コロナウイルス感染症による政府の経済対策で、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続や給付の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになった。政府はこれらの課題を根本的に解決するため、デジタル庁を創設して国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていききたいとしている。

しかし、以前から課題となっているのが社会的経済的な格差が生じるデジタル・ディバイドへの対応であり、情報通信技術の活用機会や活用能力に大きな課題として残されているのが世代間の格差である。特に、超高齢化社会に突入し取り残される人たちとの間に格差を生み出しかねない状況がある。

そこで、県は情報格差、いわゆるデジタル・ディバイドの解消にどのように取り組んでいくのか。

企画調整部長

これまで、携帯電話通話エリアの拡大など情報通信基盤の整備を進めるとともに、市町村や関係機関と連携し情報リテラシー講座を実施するなど、デジタル・ディバイドの解消に努めてきた。引き続き高齢者等のICT機器の活用意欲を喚起し、住所や年齢などにかかわらず、県民が広くデジタル化の恩恵を享受できるよう、ハードとソフト両面からデジタル・ディバイド対策に取り組んでいく。